

施策評価表(平成21年度実績評価と平成23年度方針)

作成日	平成 22 年 9 月 1 日
-----	-----------------

施策No.	26	施策名	災害対策の充実	21年度 施策位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 重点施策 <input type="checkbox"/> それ以外
施策統括課名	防災防犯課	施策統括課長名	防災防犯課 増原 貴文		
施策関連課名	健康課、施設管理課施設建設担当				

1. 施策の目的と成果実績

施策の目的 「対象」	市民、事業所、行政	対象指標名	単位	19年度実績	20年度実績	21年度実績
		人口(1月1日、外国人登録を含む)	人	116,117	116,473	116,579
		事業所数 (事業所・企業統計調査)	所	2,752	2,752	2,752

施策の目的 「意図」	災害等発生時に適切な活動を行う。	成果指標	単位	19年度実績	20年度実績	21年度実績
		災害に対して、何か備えをしている市民の割合	%	51.1 (20年度調査)	51.2 (21年度調査)	51.2 (21年度調査)
		想定市内被災者に対する3日分の食料の市の備蓄率	%	97.9	98.1	98.1
成果指標設定の考え方	災害に対する備えが、市民・行政双方で整っていることを成果と考える。					

成果指標の把握方法 (引用資料、算定式など)	1. 施策成果アンケート調査の「災害に対して、何か備えをしていますか」の設問に、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と答えた割合 2. 備蓄食料のうち、アルファ米、クッキー、おかゆの食数 / 想定市内被災者[10,101人]×9.6食
---------------------------	--

施策の成果向上に向けての市民と行政との役割分担	市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> 市民は「自らの身は自らが守る」という自助共助の意識を持ち、日頃から自主防災に努め、災害発生時には各防災機関が行う災害対策活動と連携・協力する。 事業所は顧客や従業員の安全確保及び災害発生時には地域への貢献の役割を認識し、防災体制の整備や防災訓練の実施に努める。
	行政の役割	地域防災計画(市民の生命、身体、財産を災害から保護するための計画)の改訂と計画に沿った訓練の実施、市民防災組織への支援など。

2. 施策成果の評価

施策成果の水準評価	<施策の成果水準評価> <input checked="" type="checkbox"/> 21年度目標を上回る実績だった <input type="checkbox"/> 21年度目標通りの実績だった <input type="checkbox"/> 21年度目標を達成出来なかった 根拠： 部分的に水準の優劣はあるものの、防災全体の成果水準としては近隣水準といえる。 市自主防災 組織数 備蓄食糧 数 民間団体との協定数 小平市 43 65,450食 46件 東村山市 28 108,200食 20件 西東京市 74 206,500食 20件 清瀬市 11 46,542食 11件 東久留米市 25 89,173食 18件	①近隣との比較 食料備蓄率は上位水準。 自主防災組織数及び民間企業等との協定も一定レベルに達している。 ②時系列比較 昨今の地震や各種災害で防災に対する市民の関心は高まっている。市の財政状況から必要な全ての課題に着手できる状況にはないが、課題の優先性に基づき、可能な範囲の中で取り組む。 ③市民期待水準との比較 1. 市民の防災に対する意識は高まってきている。 2. 自主防災組織も増えて現在25団体。 3. 防災に関する出前講座の依頼も増えている。	貢献度の「高い」事務事業名 <ul style="list-style-type: none"> 防災無線等情報伝達網整備事業 避難所避難場所整備事業 防災訓練事業 防災用応急救護セット備蓄事業 被災者安全確保事業 防災組織育成事業 防災啓発事業
			貢献度の「低い」事務事業名

3. 施策コストの実績と評価

施策トータルコスト		単位	19年度実績	20年度実績	21年度実績	①時系列比較 21年度は事業費が増加しているが、これは地域系行政防災無線デジタル化に向けた委託、防災倉庫の備品調達を行ったためである。一般の防災事業費は、ほぼ横ばいである。 ②近隣との比較 防災施設等、備蓄品は、近隣と同等水準である。 ③納税者期待との比較 市民からの期待に全て応えられる状況にはないが、可能な範囲で、取り組みを進めている。市民には共助の考え方を浸透させていく。 <施策事業費の中で上位1/3を占める事務事業名> ・防災無線等情報伝達網整備事業
	①本施策を構成する事務事業の数	本数	12	15	18	
②事業費(本施策を構成する全事務事業の事業費合計)	千円	17,484	28,051	90,313		
③人件費(本施策を構成する全事務事業の人件費合計)	千円	15,794	15,100	18,216		
④トータルコスト(②+③)	千円	33,278	43,151	108,529		
効率性指標	対象(受益者)1単位あたりもしくは市民1人あたりの施策の⑤事業費(定義式: ② / 市民人口)	円	151	241	775	
	同 ⑥人件費(定義式: ③ / 市民人口)	円	136	130	156	
	同 ⑦トータルコスト(定義式: ④ / 市民人口)	円	287	371	931	

4. 施策の方針設定に際しての前提条件

施策の成果向上における市の関与の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 市の関与の強化 <input type="checkbox"/> 市の関与の現状維持 <input type="checkbox"/> 市の関与の軽減 * 行政と市民の役割分担含む 説明： 災害対策基本法に基づき、地域防災計画の見直し、食料、資機材の備蓄、避難所の確保、防災行政無線などの情報伝達網の整備を推進することは市の責務である。 一方、市民や事業者には、「自らの身は自らで守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」という「自助」「共助」の精神で日ごろから災害に対する備えをしてもらうことが必要である。	<input checked="" type="checkbox"/> 対象の増加による施策事業費の増 <input type="checkbox"/> 対象の減少による施策事業費の減 <input type="checkbox"/> 受益者の行政需要の増加による施策事業費の増 <input type="checkbox"/> 受益者の行政需要の減少による施策事業費の減 <input type="checkbox"/> 制度改訂等による施策事業費の増 <input type="checkbox"/> 制度改訂等による施策事業費の減 <input type="checkbox"/> 施策事業費の増減なし 説明： 災害に強いまちを実現するには、個人や家族による事前の備えを基本としながら、町内の自治会や行政、事業所などによる地域の連携は不可欠である。特に災害時の被害の最小化に向けては、自主防災組織の存在は重要であり、団体育成のための支援をしていく。 また、避難所の開設・運営がスムーズに行えるかも大きな課題であるため、今後は、避難所運営訓練を主とした、避難所単位の地域密着型の防災訓練が必要である。 組織数：21年3月…24団体、22年2月…25団体	<コスト削減不可事務事業名> (市の裁量ではコストを削減できない事務事業) 防災車管理事業 平成21年度実績 177,000 円 (0.2 %) 平成21年度実績 81,211,000 円 (99.8 %)
	市の裁量でコストを削減できる事業費の金額(比率)	説明： 災害に強いまちを実現するには、個人や家族による事前の備えを基本としながら、町内の自治会や行政、事業所などによる地域の連携は不可欠である。特に災害時の被害の最小化に向けては、自主防災組織の存在は重要であり、団体育成のための支援をしていく。 また、避難所の開設・運営がスムーズに行えるかも大きな課題であるため、今後は、避難所運営訓練を主とした、避難所単位の地域密着型の防災訓練が必要である。 組織数：21年3月…24団体、22年2月…25団体	コスト削減不可事務事業費の金額(比率) * 市条例は含まず 市の裁量でコストを削減できる事業費の金額(比率)

5. 全庁評価会議で示された施策の方向等

(優先施策の選定) 施策の方向性	23年度の施策位置づけ : 優先施策 <input type="checkbox"/> それ以外 <input checked="" type="checkbox"/> 【主な意見】 ・新型インフルエンザ流行時の経験を踏まえ、危機管理について、庁内連携体制の整備を進めていく。 具体的には、災害発生等に備え、通常時から各課にスタッフを配置し、分担された任務についてのマニュアル策定等、依頼したい。 災害に強い地域づくりを目指していく。 自力で避難できない弱い立場にある方々を地域社会で支えるために、災害時要援護者支援体制の確立は急務である。
	①災害時要援護者支援の体制について ・災害時要援護者(高齢者、妊産婦、障害者等)支援の仕組みづくりには、特に自治会の協力が不可欠である。その母体となるべき自治会の加入組織率が約4割に留まっている。自治会活動を所管する生活文化課、さらに福祉保健部、民生委員、消防団等との連携が不可欠である。 ・積極的な活動をしている自治会が存在する地域をモデル地区として支援の仕組み作りに取り組み、全市域に広げたい。 ②地域防災組織の設立について ・50世帯以上の宅地開発を対象に、自治会ベースに同組織を設立するよう取り組むことも必要である。

6. 平成23年度に向けた施策方針

施策をめぐめる環境・状況の変化(予測)	<国・都の方針並びに関係法規等の変化> ・平成22年1月に区市町村に対して事業継続計画(地震編)策定ガイドラインが東京都より示され、整備を図るよう区市町村に求められている。 ・また、平成22年4月1日、常備消防事務を東京消防庁へ委託するなどの変化が生じている。 ・8月10日、世界保健機関(WHO)は「新型インフルエンザ(A/H1N1)」における現在の世界的な流行状況を「ポストパンデミック(世界的大流行後)」とする声明が発表された。厚生労働省では、季節性と異なる大きな流行等の特別な事情が生じない場合には、今年度末をめどに感染症法に基づき新型インフルエンザとしての扱いをやめ、通常の季節性インフルエンザとして対策をとる方針が発表された。	説明： ①災害時要援護者支援計画については、本年、策定委員会を設置し、22年度～23年度の2箇年で支援計画の全体計画及び個別計画を策定する。 ②ハザードマップについては、本年の集中豪雨などの報道が多くマスコミで取り上げられたこともあり、市民をはじめ議会の関心は高まってきている。ハザードマップの作成・設置について、市民や議会からの要望がある。また、洪水時の浸水予想図(ハザードマップ)には、これまでの河川を中心とした浸水予想区域のほか、近年のゲリラ豪雨に伴う内水氾濫の影響を反映する災害地図が求められるが、内水氾濫の影響を調査した経緯はなく、調査には多額の費用が見込まれる。 ③「首都直下型地震」が、この30年の間に、関東地方の南部に震度7クラスの地震が70%の確率で発生すると想定されている。防災への市民の意識も年々深まってきている。それを反映して、災害が発生した際の避難所運営と避難所別の防災訓練が求められており、これに備えた施策の整備と避難所の運営に必要な資器材の充実、避難所における運営マニュアルの整備、避難所別の訓練の充実に努める必要があるが、これらの施策を進めるために必要とされる資器材をはじめとする適切な人員配置等を含め、調査・研究をする。	<取り組むべき課題> * 5.全庁評価会議で示された施策の方向等の「要検討課題」を受けて ①災害時要援護者支援計画の策定には、策定委員会を設置し、22年度～23年度の2箇年で策定をすすめる。また、個人情報の保護と支援機関や団体等への情報共有化との整合性を図る必要がある。 ②地域防災組織の設立について 自主防災組織の結成時の補助金などのPRを行うとともに、自治会や防災まちづくりの会等の防災訓練、防災の講演会、講習会への支援など市民との連携が求められる。
	<市の状況、市民ニーズの変化> ①震災時や集中豪雨等の大規模災害では、災害に弱い立場に置かれること多い高齢者や障害者等の災害時要援護者に対する避難支援対策の充実・強化が求められている。 ②本年の全国的な水害による被害が生じていることから、議会や市民からハザードマップの作成・配布を要望する声が増えるようになっていく。 ③近年、市民の防災に対する関心も高まってきていることもあり、これを反映して、自主防災組織等を中心とした地域では防災訓練や研修会等が行われるようになってきている。また、災害が発生した際、避難所運営がスムーズに運ぶかどうかを心配している声がある。今後は地域毎の避難所運営を中心とした防災訓練が求められている。	取り組みべき課題と対応方向 ・災害に強い地域づくりを目指し、普段から「自助」「共助」「公助」の市民・地域社会・行政の責務と役割に関する知識を深めておくことが大切であり、具体的な準備をすすめることで、被害を最小限におさる事ができると考える。 今後は地震に備えた地域毎の防災訓練を職員と市民、消防団等関係団体が一緒に行うことが有効と考える。 ・将来的には、26か所ある避難所ごとの訓練の実施を目標とするが、当面は市の西部・中部・東部地域で実施し、モデルケースを作り、広げていく。	